

令和3年第1回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和3年1月20日(水)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

第1回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告事項

報告第1号 令和2年度学習状況調査結果の概要について

報告第2号 【専決事項】藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱について

報告第3号 【専決事項】藤崎町成人式自粛協力金支給要綱について

6 議決事項

議案第1号 令和2年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定について

議案第2号 区域外就学承認願について

議案第3号 藤崎町立中学校運動部活動の方針について

議案第4号 藤崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者

委員	(1番) 田澤 文雄
委員	(2番) 榊 公子
委員	(3番) 加福 哲三
委員	(4番) 工藤 留美

教育委員会事務局

教育長	羽賀 義易
学務課長	清野 健志
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木 泰人
学校給食センター所長	清水 裕行

事務局職員

学務課課長補佐	木村 文徳
学務課主幹	長内 真理子

午後1時30分 開会

◎羽賀教育長 ただいまから令和3年第1回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を2番の榊委員と4番の工藤委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和3年1月20日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 異議無しと認め、会期を令和3年1月20日の一日間とします。

◎羽賀教育長 次に、「令和2年第12回藤崎町教育委員会議事録の概要について」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局）令和2年第12回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。令和2年第12回定例会は、令和2年12月22日（火）午後1時25分から常盤生涯学習文化会館多目的ホールにおいて開催されました。欠席された委員はいませんでした。報告事項として、報告第22号報告事項「入札結果等について」が報告されました。

第12回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、報告事項に入ります。

報告第1号「令和2年度学習状況調査結果の概要について」説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）1ページをお開き下さい。

報告第1号「令和2年度学習状況調査結果の概要について」標記について、別紙のとおり報告する。

令和3年1月20日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 藤崎町立小学校の5年生及び町立中学校の2年生を対象に実施された学習状況調査の概要について、報告するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

別冊1をご覧ください。

青森県教育委員会がまとめた「令和2年度学習状況調査実施報告書」であります。調査日は令和2年8月26日で藤崎町立の5小中学校においても、同日実施しました。例年であれば、教科毎に調査を行うものでしたが、今年度については、新型コロナウイルス感染症防止のための一斉臨時休業があった事や、3月に実施

すべき学習が未指導となった学校があることを踏まえ、生徒への「学習に関する意識や実態」に係る質問紙での調査のみ実施したものです。

調査結果については、学習の意識について、多くの教科において「好きだ」、「大切だ」と肯定的に回答している児童生徒の割合が引き続き高い状況であり、特に中学校においては、ほとんどの教科において前回の調査結果を上回っており、良好な状況となっています。

しかしながら、今年度から全面実施となった小学校の外国語（英語）に対する児童の意識については、「好きだ」と肯定的に回答している児童の割合は、前回の調査結果を10ポイント以上下回っている状況ですが比較的高い割合で維持されていることから、各校においては「外国語活動」から「外国語科」への転換に向け、おおむね円滑に対応がなされていると捉えています。中学年での「外国語活動」を基に、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現の意味が分かるように読んだり、書き写したりすることに段階的に取り組むとともに、コミュニケーションを行う目的や場面、状況を明確に設定した言語活動を取り入れるなど、留意すべき事項を再確認しながら、児童の学習意欲を高めるため「外国語活動」から「外国語科」への接続に留意した取組が必要であると言えます。

児童生徒の理解度については、「授業が分かる」と肯定的に回答した割合は、小・中学校ともに約6割を超え、確かな学力の定着に向け、授業が改善されつつあることがうかがえます。児童生徒の学習意欲と学習内容の理解には、相関関係があると考えられることから、今後も児童生徒の学習意欲や定着の状況の見取りを基にして、児童生徒に求められる資質・能力を確実に育成することが大切であると言えます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響にも触れられており、臨時休業中の「学びの保障」を、ICTを活用するなどして確実に進める事を求められています。

報告第1号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

この県学習状況調査は、例年とは違い、教科の調査は行われませんでした。児童生徒に対しての質問紙だけで傾向をつかむもので、例年であれば、各市町村へ結果等がくるのですが、今回は全県的な傾向という内容となっております。このことについて、何か質問等がありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、続いて報告第2号【専決事項】「藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱について」説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 3 ページをお開き下さい。

報告第2号【専決事項】「藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱について」標記について、別紙のとおり報告する。

令和3年1月20日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱について、専決により制定したため報告するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

5 ページをお開き下さい。

藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱であります。

当該要綱は専決により令和3年1月8日に告示しております。

今回の要綱は、会計年度任用職員の職種で一般事務以外の教育委員会任用職種の勤務条件、給与等について規定する必要があったため制定したものであります。該当する職種としては、栄養士、運転技能員、用務員、調理員、管理人、清掃員、特別支援教育支援員、学習支援員となっております。

報告第2号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 はい、22ページの別表第3（第7条関係）の職種区分に「特別支援教育支援員・学習支援員」がありますが、同じ職種ということで募集するのでしょうか。

◎長内主幹（事務局） 職種は、特別支援教育支援員と学習支援員は別の職種であります。報酬区分「時間給」の金額1,100円ということで、同じ欄に記載しております。また、次年度については学習支援員の募集はありません。

◎羽賀教育長 この学習支援員については、コロナ対策関連予算で今年度の途中に配置した人員であります。児童生徒数35人以上のクラスに配置しております。

◎長内主幹（事務局）今年度の学習支援員の配置は、藤崎小学校1名、藤崎中学校2名です。

◎田澤委員 はい、わかりました。

◎羽賀教育長 他に質問等はございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、続いて報告第3号【専決事項】「藤崎町成人式自粛協力金支給要綱について」説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 32ページをお開き下さい。

報告第3号【専決事項】「藤崎町成人式自粛協力金支給要綱について」標記に

ついて、別紙のとおり報告する。

令和3年1月20日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 藤崎町成人式自粛協力金支給要綱について、専決により制定したため報告するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

34ページをお開き下さい。

藤崎町成人式自粛協力金支給要綱であります。

当該要項は専決により令和2年12月29日に告示しております。

本要綱は、令和3年1月11日開催予定であった「令和2年度藤崎町成人式」が新型コロナウイルス感染症の中南地域で感染拡大したことにより令和3年8月に再延期したため、出席申込をしていた新成人に自粛を協力してもらうため、自粛協力金を交付することとしたものであります。なお金額は男性3万円、女性10万円となっております。

報告第3号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

佐々木生涯学習課長、何か補足はありますか。

◎佐々木生涯学習課長 補足といたしますか、説明させていただきます。

今、事務局より説明がありました町の成人式は急遽延期としました。参加申込者は成人式を楽しみにしておられ、事前に成人式の準備をされたご本人、保護者に対して大変ご迷惑お掛けしている観点から、町では参加申込者に対して自粛を協力してもらうための自粛協力金を支給する方向であります。

協力金については、成人式に出席するための衣装レンタル料等となります。実行委員会の皆さんが利用している店、その友人が利用している店3件にレンタル料を確認したところ、男性は平均33,833円、女性は131,667円でありました。レンタルする際、キャンセル料は二週間前までは発生しないのですが、今回延期決定が二週間以内になったため、100%全額負担となるという結果になりました。

キャンセル料については、男性は平均31,667円、女性は平均108,333円でありました。また、衣装を購入した人、男性ではスーツ、ベルト、靴、ネクタイ、ワイシャツなど、女性では着物、草履、小物などやスーツ購入の場合もあり、成人式に出席するための費用がかかると想定されます。レンタルや購入など様々ありますが、町では総合的に何らかの負担、お詫びを含めて協力金を支給することとしました。協力金の設定は、キャンセル料の平均の端数を切り捨てた金額で男性30,000円、女性100,000円とし、予算にすると男性参加者38名、女性参加

者 36 名分で合計 4,740,000 円になり、これを専決処分としました。説明は以上です。

◎羽賀教育長 他市町村ではキャンセル料として支給していると報道されています。キャンセル料を助成するのであれば領収書等をもって、それに対して助成するということとなります。当町については、一生に一度の成人式ですのでギリギリまでやる方向で考えておりましたが、年末に弘前管内で学校クラスターが発生したことを受けて、急遽取りやめすることにしました。

その結果、参加申込者に対してお詫び料としてのキャンセル料込みの金額を設定したので、参加申込者全員に支給するという考えに至ったことを付け加えます。これについて、何か質問はありますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 参加申込者 74 名に通知を出して、今日現在で 55 名から申請が上がっております。あと 19 名からはまだ提出はありません。他に質問等はございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案審議に入ります。

議案第 1 号「令和 2 年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 38 ページをお開き下さい。

議案第 1 号「令和 2 年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 1 月 20 日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 令和 2 年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者を決定するため提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

40 ページをご覧ください。

令和 2 年度被表彰者として推薦を受けた者の一覧であります。

令和 2 年度藤崎町教育委員会表彰審議会は、1 月 12 日 午後 2 時より、常盤生涯学習文化会館にて開催されました。

令和 2 年にそれぞれの部門で功績があり、推薦を受けた個人 28 名、団体 2 組、延べ 77 名が表彰基準をみたしているとし、答申を受けたものであります。

41 ページが、児童及び生徒のスポーツ部門であります。

個人は 14 名、団体 1 組は、藤崎中学校女子バスケットボール部 12 名であり

ます。

42ページから43ページ中段までは、児童及び生徒の芸術文化部門であります。個人は6名、団体1組は、常盤小学校スクールバンド部37名であります。

43ページ中段は、個人及び団体のスポーツ部門であります。個人は5名であります。

43ページ下段は、個人及び団体の芸術文化部門であり、個人3名となっております。なお、2月11日に予定していた表彰式は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みて中止とし、表彰状の伝達は学校を通じるか、事務局が受賞者宅を訪問して伝達することとしています。

議案第1号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。表彰式も2月11日に予定をしておりましたが、一同に会しての表彰は行わないということにしました。町教育委員会表彰ですので、この場で皆さんの異議がなければ表彰者を決定したいのですが、何かご質問等ございますか。

◎加福委員 No.12の競技について、「東北UJ王者決定戦」となっていますが正式名称はこのとおりでしょうか。何の競技なのかわからなかったのですが他の受賞歴を見てボクシングとわかりました。表彰時にボクシング競技と記載したほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

◎羽賀教育長 何の競技かわからないですね。

◎木村学務課長補佐（事務局） 推薦者からの添付の表彰状は「東北UJ王者決定戦」と記載されています。

◎清野学務課長 表彰推薦理由にボクシング競技大会と書くべきでした。

◎加福委員 その方がよいです。

◎羽賀教育長 他に何か質問等ございますか。

◎田澤委員 感想ですが、No.12のボクシング、No.14の女子サッカーも非常に珍しいなと思いました。それから全部で77名ということですが、例年の3分の1なんです。コロナの影響で今年は非常に少ないと感じました。

◎柳委員 少ないですね。

◎羽賀教育長 コロナの影響で大会そのものが少なかったようです。そんな状況にあっても大会でこのような成績を残したということ表彰したいと思います。

◎田澤委員 今回、新型コロナウイルスの状況下もありますし、合同表彰式中止でよかったなと思いました。

◎羽賀教育長 質問等が終わりました。議案第1号「令和2年度藤崎町教育委員会表彰

被表彰者の決定について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり承認します。

続いて、議案第2号 「区域外就学承認願について」を議題とします。この案件につきましては、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いたいますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ご異議ないものと認め、議案第2号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いいたします。

—非公開審議—

◎羽賀教育長 続いて、議案第3号 藤崎町立中学校運動部活動の方針について」を議案とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）46ページをお開き下さい。

議案第3号「藤崎町立中学校運動部活動の方針について」 標記について、別紙のとおり提出する。

令和3年1月20日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 藤崎町立中学校運動部活動の方針を制定するため提出するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

48ページをお開き下さい。

藤崎町立中学校運動部活動の方針（案）であります。

本方針案は、平成30年3月19日付けで国スポーツ庁から通知のあった「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）」及び平成30年12月に定められた青森県教育委員会の「運動部活動の指針」に則り、当町の実情を踏まえ策定するものであります。

本方針では、運動部活動の指導・運営に関する体制が構築され、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現がなされることを目指し、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい運動部活動の実現を目指す事としているものであります。

議案第3号については、以上であります。

◎羽賀教育長 これについてご質問等はございますか。

◎加福委員 はい、51ページの「適切な休養等の設定について」ですが、①学期中は

週2日以上の休養日を設けるとなっているのですが、実際には休養しているのでしょうか。

◎清野学務課長 まさにここが1番の肝であります。コロナでクラスター騒ぎになった時もこの部活動の指針に沿って各学校へは活動するように指示しており、活動時間は2時間で、土日のどちらかは休むようにと校長会でも話しをしておりましたので学校側でも実施していたと思います。実態としては大会等もありますので、そう簡単にいくものではないと思います。

◎羽賀教育長 そのような実態であります。各委員が感じているとおりです。

◎清野学務課長 ⑥に主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分それ以外の時期に休養日を十分確保するという注釈もあり、そこに落とし込んでいることもあります。実際に大会等があればそう簡単にいかないという含みながらの指針となっております。

◎榊委員 年間の活動計画がありますが各学校の作成ですか、それとも委員会で定めた様式で作成するものですか。

◎羽賀教育長 各学校で作成しております。

◎榊委員 一応、年間計画を作成するということですね。

◎羽賀教育長 何か事故があったときなどのために、年度初めに大会の時期などの計画をたてております。

◎榊委員 各学校の顧問の実態をみると、学生時代にやっていたスポーツで経験のある競技の顧問につく先生とまるっきり初めてやるスポーツの顧問につく先生がおります。顧問になった以上は指導方法を勉強して取り組んでいる先生もおりますが、そうでない人もおります。50ページの2、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組みに書いてあることを見て、昔、私達は水分を飲んではいけないとかという指導をしていましたが、今は水分を適度に摂ってというようなスポーツ科学の見地から、思春期の部活動のやりすぎや疲労骨折とかを防ぐなど、そういうレベルまで求めるには非常に難しい状況とでありますので、顧問の配置には少し心配と思いました。問題点でもあります。

◎羽賀教育長 学級数も減って職員数も減ってきているので、学校では複数顧問もあります。女性が野球部の顧問をしたり、相撲をやってきた人がバスケットボール部の顧問をしたりとか様々な状況もあります。

◎榊委員 そういった状況ですよね。事故が起こらず、活動できて成績を上げていただきたいと思います。

◎羽賀教育長 部活動に関しては、色々な問題が山積している状況にあります。

◎柳委員 部活動方針を一読するだけでも違ってくると思います。

◎羽賀教育長 運動部活動の方針、文化部活動の方針もあります。教育委員会で方針を定め、学校毎に方針を定めてもらうことになっております。

ほかに質問等がありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 質問等が無いようですので、議案第3号「藤崎町立中学校運動部活動の方針について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり承認します。

◎羽賀教育長 続いて、議案第4号「藤崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 53ページをお開き下さい。

議案第4号「藤崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和3年1月20日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 藤崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を改正する必要があるため提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

55ページをお開き下さい。

藤崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する教育委員会規則であります。

本規則は、学校における教職員の出張及び私事旅行についての規則を改正するものであります。

56ページの新旧対照表にありますとおり、これまで校長及び教職員ともに長期出張等については教育長への届出の必要がありましたが、今後は校長の5日以上、教職員は校長の8日以上の県外出張の届出のみとなります。また私事旅行についても校長の8日以上の外国旅行のみ届出が必要となります。

議案第4号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 質問等が無いようですので、「議案第4号 藤崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり承認します。

◎羽賀教育長 以上で、本日の議案審議を終了いたします。

ありがとうございました。

議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主幹 長内 真理子

閉会時間 午後2時35分

教育長 羽賀 義易

2番 榎 公子

4番 工藤 留美